

第3節 国の対応

東日本大震災においては、全国知事会を通じた被災県からの火葬協力の緊急要請を受けて、各都道府県が被災県と個別に連絡調整し火葬協力体制を構築したが、情報の収集及び調整に多くの時間を要した。また、遺体搬送の手配は被災した地方自治体が行うこととされているが、被災自治体は言うまでもなく、被災県以外の都道府県でも多数の遺体の搬送手段を確保することが困難であった。

今後、各都道府県による広域火葬体制の充実が急務であるが、東日本大震災における経験を踏まえると、全国規模での支援が必要となる大規模災害においては、国が情報を集約し、全体を統括した広域体制を構築することがこれまで以上に重要となつてこよう。

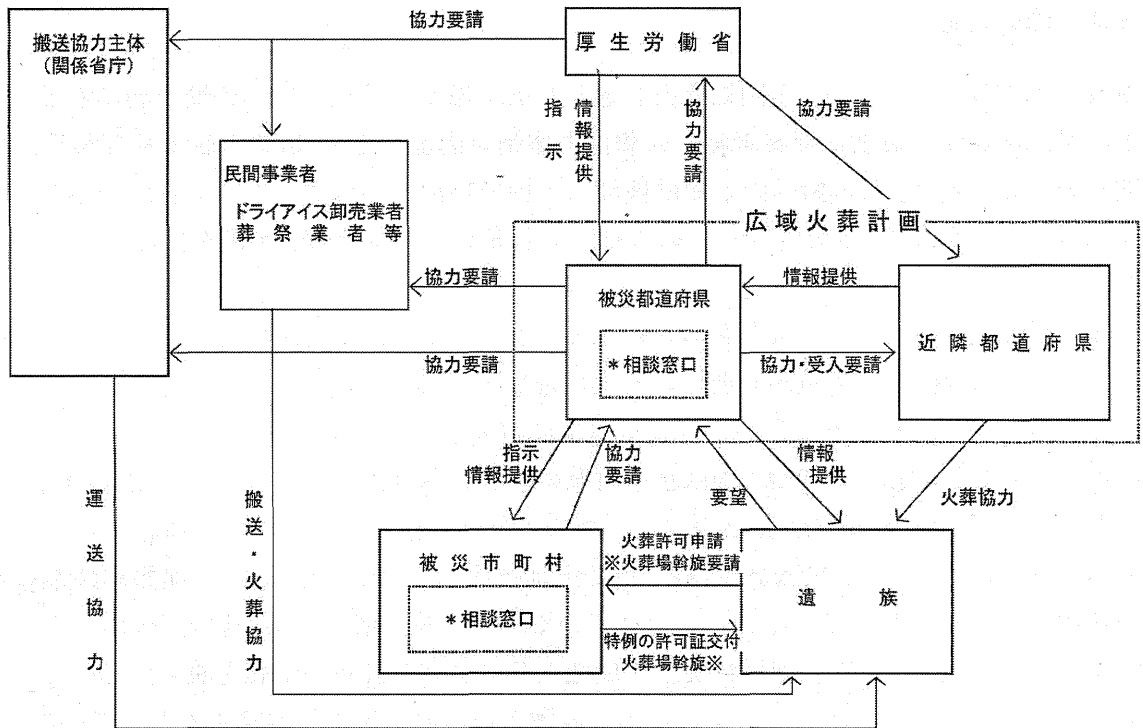
厚生労働省防災業務計画では、国は都道府県の広域火葬計画策定に対する必要な助言、支援を行うとともに、火葬場の所在地、火葬能力、周辺の交通事情等について基本情報の収集に努めることとされている。また、災害発生時には、災害時の円滑な対応を図るため埋葬及び火葬の手続きの特例を定めることができることとされている。また、被災都道府県の協力を得て、死亡者数、火葬場の被災状況、火葬場の利用状況など広域火葬に必要な最新の情報を集約するとともに、これをもとに遺体の搬送、火葬の支援のため、近隣都道府県の協力を要請するとしている。

また、特に、多数の死者が発生する大規模災害では、東日本大震災に見られるように、広域火葬の実施が不可欠となっており、このためにも大規模な搬送体制の整備が求められる。業務計画では、このため必要な場合は、被災関係都道府県との連携を図りつつ、関係省庁、関係事業者等にも協力要請を行うこととしている。このように、大規模災害においては、国の広域的な、積極的な指導性の発揮が求められているが、その際、重要なことは、火葬場の火葬能力、周辺の交通状況など基本的なデータが最新のものとして、的確に把握されていること、関係省庁、関係業界との連携体制の確保により、国が積極的にリーダーシップを取れる体制を構築することにあると思われる。

東日本大震災の教訓を生かし、適切な対応を図ることが求められる。

以下、大規模災害に関して、国、都道府県の果たすべき役割を掲げる。

- ① 国は、都道府県、市町村の協力を得て、火葬場に関し必要な情報の集積に努めるとともに、これに基づき、関係各省庁、関係団体、関係都道府県の間で緊密な連携措置が取られるよう、あらかじめ必要な協力関係の構築を図る。都道府県は、市町村、火葬場、関係事業者などと連携を図るとともに、資機材の確保など必要な協定の整備を行うことにより、大規模災害時における適切な埋火葬が行える体制の整備を図る。また、必要な訓練の実施を推進する。
- ② 災害発生時においては、都道府県においては、県内火葬場の協力の下で、火葬能力を最大限生かした過負荷運転を行うようその推進を図るとともに、これに必要な火葬要員の確保、火葬資機材の確保を図る。
- ③ 国は、被災都道府県内だけでは、大規模災害に対し適切な対応が取れないとの被災都道府県の申し出を踏まえて、必要な火葬要員の確保、資機材の確保、搬送体制の整備に関し、関係都道府県に協力方を要請する。(ブロック広域圏での協力が決められている場合は、これが先行する。)



* 相談窓口は、場合により、都道府県又は市町村のいずれかに設置されることとなる。
 ※ 遺族に対する火葬場斡旋等は市町村が実施するが、場合により都道府県が直接行う可能性もある。

出典：厚生労働省防災業務計画

図 7 - 1 大規模災害時の火葬

第4節 遺族への協力要請

平常時においては、遺族が身近な場所で火葬場を選択することが可能であるが、大災害時では、広域火葬の実施が不可欠となる。このため、遺族の希望通りの場所での火葬が困難となり、遺族の火葬への立ち会いが制限される場合が想定される。このため、死者の尊厳と遺族の心情に配慮し、適切な説明と理解を求める努力が必要となる。広域火葬計画策定指針においてもこのことが重要視され、市町村において、遺族の相談窓口の設置と理解を求める努力が必要とされている。

第5節 適切な埋火葬を実施するための関連諸施策のあり方

1. 既存火葬場の防災対策の促進

災害発生時に、火葬を行うためにはまず火葬場が健在でなければならない。第6章第1節で述べたように約30%の火葬場が現在の耐震構造に合致していないと考えられる。これらはできるだけ早期に建て替え・統合を進めなければならない。また、津波の被害を受けることが予測される「海際」の施設についてもより高台への移転等所要の対策を検討する必要がある。

2. 火葬手数料の見直し

財政状況が低迷している現在、現行の火葬手数料は多くの場合、原価を考慮した料金設定がされていないのが実情となっている。このため、火葬場の維持管理費も削減が続いており、このことが、運営管理や設備の改善にも影響が出てくることも想定される。委託管理経費の削減が進みすぎると、良質な委託業務遂行に支障が出る恐れがある。表7-1は、日本環境斎苑協会が把握している火葬料金の一覧である。

通常一体あたりの火葬原価は、5～7万円といわれているが、正確な原価計算がされている例は少ないのが実態である。適切な料金設定のガイドラインが示される必要がある。

表7-1 火葬手数料の実態

| 区分 | 平成21年度調査 | |
|-----------|----------|-------|
| | 施設数 | 割合(%) |
| 1体当りの金額 | | |
| 無料 | 209 | 13.5 |
| 1万円未満 | 448 | 28.9 |
| 1万円未満の小計 | 657 | 42.4 |
| 1万円～2万円未満 | 565 | 36.5 |
| 2万円～3万円未満 | 184 | 11.9 |
| 3万円～4万円未満 | 49 | 3.2 |
| 4万円～5万円未満 | 21 | 1.4 |
| 5万円以上 | 9 | 0.6 |
| 不明 | 63 | 4.1 |
| 合計 | 1,548 | 100.0 |

(日本環境斎苑協会)

3. 大規模災害時における広域対応、過負荷運転など特別な対応を促進するための方策

大規模災害時においては、すでに述べてきたように、被災地における火葬場での過負荷運転や都道府県を超える区域での広域火葬の実施が求められるが、これらの措置が適切に促進されるよう、次のような方策が求められる。

(1) 火葬施設の過負荷運転に関する協議の実施と取り決め

現在の火葬炉は1日の回転数が1～2回であり、多くても3回程度の火葬を前提として設計仕様ができていたのが普通である。しかし、大規模災害時においては、すでに指摘したように、広域火葬を行うとともに、被災地においても5回程度以上の過負荷運転を行うことが必要となる。個別の装置や状況により異なるものと思われるが、現在の設計では、火葬炉または台車に損傷または、損耗が生ずる可能性がある。従って、大規模災害時に必要に応じ、過負荷運転を行う場合を想定し、火葬場管理者と火葬炉メーカ、受託事業者の間で協力関係

がスムーズに動かせるよう、関係者の間で点検整備、運転に対する助言などに関し何らかの話し合いを行い、取り決めを結んでおくことが必要である。

(2) 要員確保、資機材の確保に関する取り決め

大規模災害時においては、適切な埋火葬を行うためには、被災地における火葬施設の平常時を大幅に超える過負荷運転と広域火葬協力の実施が必要となる。このため、必要な要員の確保と資機材の確保が求められる。必要な要員の確保に当たっては、都道府県内外の火葬場からの応援要員の派遣を求めると火葬炉メーカ、維持管理業者の協力を得ることの二つの方法が考えられる。

東日本大震災では、火葬場の点検及び運転補助に火葬炉メーカや維持管理業者が要員を派遣するなど、さまざまな支援が行われた。このような状況からみれば、これらの事業者の協力が得るのが現実的であるので、あらかじめ想定される人員の数、協力の内容等に関し、協定等を締結しておくことが望まれる。

なお、火葬経験のある自治体OBについては、委託切り替え直後の自治体であれば、他部局へ移動した経験者を応援させることは可能であるが、民間委託が進んでいる現状では多くを期待できないのが現状である。資機材の確保についても、過負荷運転を想定した資機材の確保に関し、関係者との間で話し合いを行い、協定を締結しておくことが必要である。

4. 広域火葬に対する遺体運搬の在り方に関する検討と関係者との取り決め

東日本大震災では、多数の死者が発生し、広域での火葬が行われたが、その際、霊柩自動車による搬送では、1台1体が原則であるので、多数の死者の搬送には十分な対応ができなかった。このため、トラックによる搬送が計画されたが、車両の確保に多くの問題が生じた。

- ① 遺体は自動車運送法上、運送事業者のナンバー（緑）が必要になること
- ② 多くの遺体を積載するため、荷台の改造が必要となったこと
- ③ 人の感情の問題から遺体を運搬した自動車を再び荷物の運搬には使えないこと

このような状況を考慮すると、大規模災害時においては、遺体の大量搬送を適切に行うため、どのような対応が必要であるかについて、関係者の間で検討が行われる必要がある。

写真は、東京都が受け入れた遺体搬送に使用したトラックの構造及び外観である。

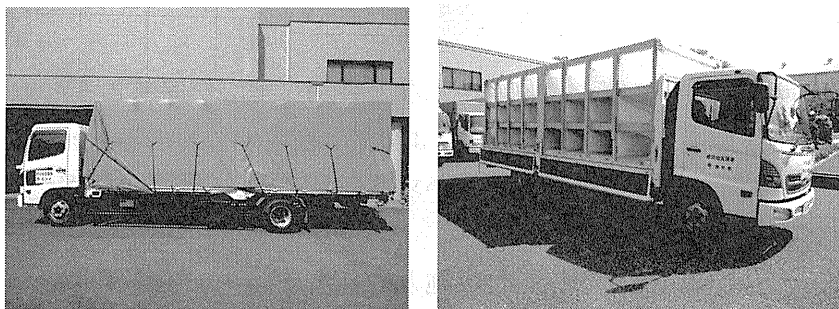


写真7-1 遺体搬送を行ったトラック（24体積載）

さらに、宮城県から東京都へ遺体を搬送した経験から、民間事業者が提案している搬送コンテナを参考に示した。

このコンテナは、平常時には地域の防災倉庫として使用し、災害時には、遺体搬送コンテナとして活用する。このサイズのコンテナでは、3段で60体を収容し運搬できる。必要によっ

ては、冷蔵装置も設置が可能である。

また、このコンテナは、大量搬送を前提に考えており、遺体安置所からトレーラが搬入可能な大規模火葬場間の輸送に適用し、小規模火葬場でトレーラの搬入が不可能な場合は、配送用に霊柩自動車が必要である。さらに、陸路搬送が困難な時には海上輸送も可能である。

なお、遺体搬送に使った後は、廃棄をすることが前提である。

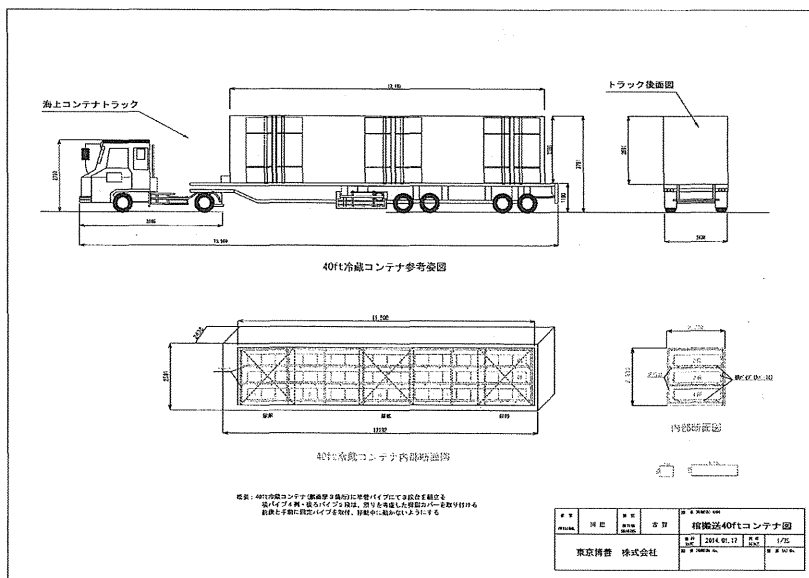


図 7 - 1 棺搬送用 40ft コンテナ

写真及びコンテナ図提供：株式会社東京博善

5. 火葬場の実態と配置の適切な把握

大規模災害時において必要とされる広域火葬の推進に当たっては、あらかじめ全国の火葬場の規模、能力、配置が適切に示され、国、都道府県、市町村において把握され、適切に改訂が行われていることが基礎となる。国においても必要なデータの適切な整備を促進すべきである。

6. 各種システム整備

新しい火葬場では、ほとんどの施設で電話またはインターネットで行う、自動火葬予約システムとなっている。しかし、東日本大震災では、これらが電源遮断や通信回線の不通によって役に立たず、火葬受付を窓口で直接受け付けるしか方法がなかった。これらを改善するためには、平常時、非常時にかかわらずシステムが作動する新たな何らかのシステムを開発する必要がある。

さらに、これを全国統一のシステムとし、広域火葬にも対応できる強固なシステムの構築が望まれる。

第6節 本章のまとめ

1. 大規模災害発生時には、都道府県がコントロールタワーとなって市町村、近隣県との情報交換が必要となるため、平常時から情報共有のための体制作りが必要である。
2. 災害時における火葬場の運営において東日本大震災では、被災地の火葬場で1炉1日あたり5回から8回の火葬を行っている。また、応援火葬を行った東京の民間火葬場では10回の火葬を行った。このことから、被災地及び応援火葬を行う場合は1炉1日当たり5回以上の火葬を行うことが求められる。
3. 災害時における都道府県、市町村及び事務組合、火葬場間の連携体制の整備として(仮称)火葬場連絡協議会の設置が必要である。
4. 都道府県を超えた広域協力体制の整備として広域圏連携体制又は応援協定の締結が望まれる。
5. 国は、都道府県、市町村の協力を得て火葬場に関する情報の集積を行いこれをもとに関係省庁、関係団体、都道府県、市町村及び火葬場と緊密な連携体制がとれるよう必要な協力関係の構築を図る。
6. 第6章で述べた、火葬場の耐震強度の向上及び過負荷運転が可能な炉構造など施設の強靱化、火葬手数料の見直し、要員及び資機材の確保、遺体搬送手段の構築など各種の改善が必要である。

第8章 2年度目研究成果のまとめ

2年度目は、初年度の結果を踏まえ、以下のように研究成果をまとめた。

1. 大規模災害の歴史と教訓について

大津波を伴った巨大地震は古く天武天皇の白鷺時代から数多く記録されている。特に1611年に発生した慶長の三陸沖地震（M8.1）以降でみると三陸沖及び北海道東方沖を震源とする地震は平均して50年に一度の頻度で発生している。

- (1) 日本の火葬率は99.94%と世界的にも最高位であるが、東日本大震災において一部の被災地にあっては、埋火葬の習慣を変えてまで既に行われなくなった遺体の仮埋葬という厳しい作業を伴う選択手段を取らざるを得なかった。この事実は大災害がもたらす結果の究極的な深刻さを如実に物語っている。
- (2) 今回の研究では、今後発生する大規模災害時においては、東日本大震災の経験にかんがみ、このような仮埋葬をしないで済む対策はないかということも重要な課題となっている。

2. 現行の広域火葬計画は災害時にどのような対応をするかについて

(1) 広域火葬計画策定自治体の対応

① 東日本大震災後の平成26年3月時点で、広域火葬計画策定自治体は、15都府県であったが、今後起きる可能性がある南海・東南海トラフ地震に対して、多くの自治体で不安を抱えている。不安の内容は、

- ア. 想定が大きすぎて対応できるかどうか不明
- イ. 自治体間の調整が難しい
- ウ. 関係団体との協定締結
- エ. 人員の確保
- オ. 資機材の調達
- カ. 通信手段
- キ. 遺体搬送
- ク. 火葬場の能力 など

であり、経験したことの無いことへの不安を抱えている。

② 都道府県のスタンスは、被災市町村から要請があれば、支援するということである。

③ 広域火葬にかかる費用負担は、災害救助法で幅広く負担すべきとの意見である。

(2) 政令指定都市20自治体へのアンケート調査では、16都市から回答があり、半数の8都市は東南海・南海地震の区域である。独自の広域火葬計画策定自治体は3自治体であった。

① このうち、災害時に火葬回数を増加して対応する都市は12都市あった。増加回数は、3回以上が8都市、5回以上が2都市、8回以上が1都市であった。一方、3回以上は増加できない火葬場が1都市あった。しかし、火葬要員が手当てできない、火葬炉が損傷する、装置が耐えられないとの回答も合わせて10件あった。

② 火葬要員はどこからの答えとして、炉メーカーまたは維持管理者が7件、広域火葬計画及び相互援助協定等で被災の無い自治体に依頼が5件、また、回答がなかった自治体も4件あった。

- ③ 炉の損傷への負担は国及び県との回答が多かった。
- ④ 遺体搬送では、県レベルで、トラック協会又は霊柩自動車協会と協定を結ぶが多く、市町村での対応は5件であった。
- ⑤ 火葬用資機材の確保では、都道府県と市町村が業者と協定を結んで確保するが11件で最も多く、都道府県が一定量を備蓄するとの回答も3件あった。市町村又は火葬場で備蓄するが2件、検討していないも2件あった。
- ⑥ 燃料の備蓄についても都道府県3件、市町村又は火葬場が5件、都道府県または市町村が業者と協定を結ぶが6件、検討していない又は今後検討するが3件であった。

3. 各種協定の締結について

- (1) 自治体が民間と結んでいる協定は、大規模災害時における各種の資機材の確保を目的とした、全日本葬祭業協同組合連合会及びその地域の協同組合、全国霊柩自動車協会及びその地方支部連合会、全日本冠婚葬祭互助協会などとの間での協定があるが、東京都は、民間火葬場とも協定を締結している。
- (2) 全国組織である全日本葬祭業協同組合連合会との葬祭用品、遺体搬送についての協定では、
 - ① 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等役務の提供、遺体安置施設等の提供、遺体の搬送
 - ② 自治体の要請を受けて実施
 - ③ 経費の支払いは、締結内容にかかる経費を業務に終了時に支払う。
 - ④ 価格は、災害時の直前における適正価格を協議によって決定。搬送経費については、運輸局に届けている価格を基準に協議して決定
 - ⑤ 全国霊柩自動車協会との協定では、霊柩自動車による遺体搬送、その他
 - ⑥ 地域の葬祭業協同組合との協定では、葬祭用品として棺、ドライアイス、骨壺及び骨箱、その他自治体が指定した葬祭用品（愛知県と愛知県葬祭業協同組合との例）
- (3) 霊柩自動車協会及びトラック協会霊柩部会と自治体の協定締結は、平成8年から始まり、阪神・淡路大震災後に一つの山があり、平成18年から二つ目の山があり東日本大震災後の平成24年にピークがあった。
- (4) 行政間の協定は、愛知県では、名古屋市をはじめとする県下の市町村で相互応援協定を結んでいる。応援の実施は、以下の場合としている。
 - ① 火葬場が被災し、稼働できなくなったとき
 - ② 火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じたとき
 - ③ 火葬場の稼働に支障が生じたとき
 応援の内容としては、以下の場合としている。
 - ④ 遺体の火葬
 - ⑤ 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
 - ⑥ 火葬場にかかる人員の派遣
 - ⑦ その他要請のあった事項

応援協力の体制で、県内を4ブロックに分けた体制を設定している。各ブロックに連絡調整を行う幹事自治体及び代表幹事を決める。代表幹事は平常時に会議を持つことによって、災害時スムーズな協力体制が取れる。その他、協定を結んだ各市町村の責務、経費負担、連絡協議会の設置等を定めている。

- (5) 高知県では、中国四国 8 県で災害相互援助協定、四国 4 県広域応援協定を結ぶとともに、県内市町村及び一部事務組合と火葬場連絡協議会を設置している。この、火葬場連絡協議会には、高知県健康政策部食品・衛生課も構成員となっている。
4. 災害時における施設の運転・管理について、必要と思われる事項をまとめた。
- (1) 大災害時には、想定を超える多数の死者が発生するので、通常数を超えた運転要員が必要となる。東日本大震災時には、火葬場運営要員の確保は、多くの施設で火葬炉メーカーの職員に依存するところが大きかった。これは、震災を受けた火葬設備の点検をメーカーが行い、そのまま、現地に残って運転を行ったためで、施設によっては被害を受けた火葬炉部品の手配にメーカーが大きく貢献した。
- (2) 火葬施設は民間委託が進んでおり、そのような場合には、委託を受けた事業者が要員の確保を行っている。最近まで直営であった施設では、配置換え等で他部局に火葬場 OB がいれば応援も可能であるが、直営が減少している今日では火葬場 OB の確保は難しい。
- (3) 火葬場相互間での応援職員の派遣は、平常時に緊密な関係を構築しておくことが必要である。委託事業者も含め、火葬場連絡協議会などを通じて、応援体制を構築することが望まれる。
- (4) 資機材の確保については、個々の火葬場で一定の備蓄は必要であるが、大規模災害時には協定等による事業者からの供給も困難となることが予想される。火葬場が共同して備蓄をしたり、国、都道府県または民間事業者が協議し、数カ所の拠点を設けて備蓄することも検討されてよい。
- なお、これは全国一律ではなく、地域の火葬習慣などきめ細かな配慮が必要である。
- (5) 火葬中に災害が発生した場合は、進行中の火葬の終了が優先されなければならない。非常用発電機が設置してあれば、火葬中の遺体の火葬は終了することが可能である。このため、平常時において非常用発電機が正常に起動すること及びVベルトなど消耗品等の劣化がないことを点検するとともに定期的に試運転し、点検する。また、発電機の燃料及び火葬炉用燃料の残量を常に確認する必要がある。
- (6) 東日本大震災当日の 3 月 11 日が「友引」による休館日の施設が多かったことと、開館施設であっても震災発生の時刻が、午後の火葬が終了する間際の時間であったことが幸いし緊急時の火葬場の対応としては、比較的無事に終了できた。
- (7) 大災害の発生時には、火葬が行えるかどうかなど、炉体、排ガス処理系統、燃料系統など施設の被害状況を早急に調べる必要がある。非常用発電装置等は平素から稼働確認をしておかなければならない。東日本大震災では、自動的に発電機が作動したものの、Vベルトが破断して予備もなく、ましてや購入手配できる状況ではなかったケースがあった。
- (8) 大災害時には、停電や通信手段が途絶えたりして情報の取得が難しくなるので、携帯ラジオ、非常用無線などから被害状況を取得する必要がある。同時に、火葬場従事者の安否確認も重要で、火葬場が運転できるかどうかにかかってくる。非常時の連絡手段を構築しておく必要がある。
- (9) 停電復旧の見通し、燃料確保などユーティリティの状況把握は、業者との協力協定等を締結していれば迅速にできる。
- (10) 職員が被害にあっている場合や、時間外対応が必要となることが予想される場合は、人員

要請をすることになるが、簡単に人員が補充されるとは考えにくい。このため時間外対応が必要になるが、現状の職員でどこまで運転が可能か平素から要員確保の見通しについて十分検討協議しておくことが必要となる。

- (11) 上記の確認が十分取れたうえで、運転計画の作成、火葬計画の策定になるがこの間火葬場連絡協議会、都道府県などから火葬協力要請が来れば、広域火葬計画に基づいて積極的に対応する。

複数の火葬場がある自治体では、平常死遺体と災害遺体との割振り、単一の火葬場では時間調整によって火葬を行う。

- (12) 平常時において、緊急のレベルごとに 緊急時対応マニュアルを策定し、実地訓練を行う必要がある。当協会が作成した「火葬場の危機管理マニュアル作成指針（案）」が参考となると思われる。ただし、広域火葬計画の実施にあたっては地域ごとに被害想定が異なることを勘案し、地域の実態に応じて策定されることが望まれる。
- (13) 昨年調査した火葬場へのアンケート結果では、784 施設から回答を得たが、火葬場間の連絡会議を持っている施設は 58 施設 7.4%、災害を想定した危機管理マニュアルを作成策定している施設は 75 施設 9.6%、災害時を想定した防災訓練を行っている施設は 121 施設 15.4%であり、対応は十分とは言えない。

5. 大規模災害に対しても強靱な施設とはどのような施設であるか

- (1) 現在の火葬場において、建設計画においての火葬炉運転仕様では 1 炉あたりの稼働回数が 1~3 回となっている。平常時は 1~2 回の施設が多いため多数回転を想定していない。
- (2) 災害時の対応として 5 回転以上の過負荷運転を行うと、炉体及び台車の過熱で火炉台車が動かなくなるなどのトラブルが発生している。これは、炉形式、火葬炉の老朽化の度合いなどによっても一定ではないが、現在の火葬炉の仕様が上記に示したように 1~3 回の運転回数を前提としているため、それ以上の稼働回数になると熱膨張により火炉台車に変形するなどして、運転が継続できなくなる可能性があるためである。
- (3) 火葬炉建設に係る仕様で、例えば「5 回転が可能とする」となっていれば、炉メーカーはそのための熱負荷を設計上勘案することとなり、技術的には多回転運転が可能となる。
- (4) 現状の火葬施設は地域への融合性やデザインに設計の主眼が置かれ、火葬場の本来の機能である火葬炉設備が後回しになる傾向がある。これらを反映して、建設費においても施設全体の建設費に占める火葬炉設備費が概ね 20%程度と少ないため、建築設備主体で設計が行われるためである。
- (5) このため、完成した火葬場では
- ① 火葬炉の運転がやりにくい
 - ② 建物内に熱がこもる
 - ③ 後年発生する改修工事に支障が出る
- など多くの問題が発生している。火葬炉機能を最大限に発揮できるよう「換気」はもとより将来の施設更新等に十分配慮した建築設計が必要である。数は少ないが民間施設では熱の発生する排ガス処理設備などを、外観上を考慮したうえで建物外に設置するなどの措置をとっている例があり、火葬場の設計時における配慮が望まれる。
- (6) 災害に備えた火葬設備の望ましい仕様として、「火葬場から排出されるダイオキシン類削

減対策指針」に合致する構造及び運転管理はもとより、過負荷運転に耐える炉構造、十分な容量を持つ非常用発電設備の設置、火葬用及び非常用発電機の燃料確保、火炉台車の予備を持つことが必要である。

- (7) 施設強靱化対策として、新耐震基準以前の老朽施設が施設全体の31%あり、可能な限り早急に建替える必要があるが、概算建設費は平成26年3月時点で約3,700億円となる。
- (8) 海際に立地する施設では、津波被害を避けるための高台移転等対策が必要である。

6. 広域火葬を促進するための具体的な方策

- (1) 大規模災害発生時には、都道府県がコントロールタワーとなって市町村、近隣県との情報交換が必要となるため、平常時から情報共有のための体制作りが必要である。
- (2) 災害時における火葬場の運営において東日本大震災では、被災地の火葬場で1炉1日あたり5回から8回の火葬を行っている。また、支援火葬を行った東京の民間火葬場では10回の火葬を行った。このことから、被災地及び応援火葬を行う場合は1炉1日当たり5回以上の火葬を行うことが求められる。このため、要員の確保、メーカ技術者の支援、過負荷運転に対する炉の損傷への災害復旧費による補てんが必要である。
- (3) 災害時における都道府県、市町村及び事務組合、火葬場間の連携体制の整備として(仮称)火葬場連絡協議会の設置が有効である。
- (4) 都道府県を超えた広域協力体制の整備として広域圏連携体制又は応援協定の締結が望まれる。
- (5) 国は、都道府県、市町村の協力を得て火葬場に関する情報の集積を行い、これをもとに関係省庁、関係団体、都道府県、市町村及び火葬場と緊密な連携体制がとれるよう必要な協力関係の構築を図る。
- (6) 火葬場の耐震強度の向上及び過負荷運転が可能な炉構造など施設の強靱化、火葬手数料の見直し、要員及び資機材の確保、遺体搬送手段の構築など各種の改善が必要である。

第9章 結語

初年度の全国47都道府県アンケート調査によれば広域火葬計画を策定している15都道府県以外は計画未策定であるが、広域火葬計画がないからといって、広域対応が不可能というわけではない。しかし、今回の調査では、計画を策定した都道府県について、計画に基づく具体的な対応の在り方について調査し、研究した。

阪神淡路大震災と東日本大震災を踏まえるとともに、新たに発生が想定される南海トラフ地震などきわめて広域で大きな震災が発生する可能性があることを想定すると、都道府県においては、火葬業務を直接的には行わないものの、東日本大震災のような広域にわたる大災害に対応した、市町村間の火葬業務の調整や都道府県内及び都道府県域を超える広域的な協力関係の構築に向けた指導力（リーダーシップ）を都道府県に期待することは最も自然に思われる。

広範囲にわたる被災現場において、時間の経過とともに進む遺体の損傷を考慮すると、遺族の感情と死者の尊厳を守るため、できるだけ早期の火葬対応が求められること、火葬現場、市町村の担当部局、都道府県の担当部局が今一度遺族の感情の上に立って、災害時のあらゆる場面における火葬業務の対応見直しを考えることが必要と思われる。

多数の死者が発生する大災害においては、被災地の火葬場及び被災地周辺の支援火葬場での過負荷運転の実施と都道府県の区域を超えた広域的な遺体搬送、支援火葬等の火葬協力の実施が不可欠であり、特に大都市や地方の中核都市において、その役割が期待される場所である。

そうした大都市等にあっては、過負荷運転に耐え得る炉構造の採用、連続運転を可能にするための予備の火炉や台車等が、施設の増改築又は新設計画にあたって配慮されることが望ましい。

しかし災害に強い施設があっても、それを動かす人がいなければ、無意味である。実際のところ、災害時の火葬業務の時間延長稼働に必要な要員の確保についてはいずれの自治体においても大きな課題があることが本研究によって判明している。

以上の研究成果を踏まえて、災害時における広域埋火葬を真に実効性あるものとするためには、国、都道府県、市町村、火葬場、葬祭事業者、搬送事業者などの関係者が平素から連携し、しっかりと計画のもとで協力体制の整備を行うとともに、大災害を想定した日常の訓練を適切に実施することが何よりも重要であると考えられる。

災害時であるからといって平素やっていない業務を円滑に遂行できるわけがない。平素から葬祭業務の流れを熟知したリーダーの存在は不可欠である。このようなリーダーシップは墓地埋葬法を所管する市町村が担うことになるが、県内外の市町村同士、あるいは国と市町村の間の情報交換を円滑に進める際には都道府県のリーダーシップが不可欠である。

被害想定が最悪の状況を想定している一方で、減災に向けた取り組みによって、被害を少なくしようという取り組みも始まっている。新聞報道によれば、今年1月に国は、「防災対策推進地域」と「津波避難対策特別強化地域」の案を対象市町村に示している。減災目標としては、南海トラフ巨大地震の対策強化地域で、たとえば、想定死者数の33万2千人を10年間で8割減、建物の全壊・焼失250万棟を同じく半減、全国の住宅の耐震化率を20年かけて95%にする、などの目標を示している。これら、減災に向けた取り組みを関係者の努力でできる限り早め、想定されている被害が最小になることを期待する。

資料編

広域火葬計画比較表

| 項目 | 各主体 | 策定指針 | 神奈川県 | 東京都 | 大阪府 | 和歌山県 | 岐阜県 | 千葉県 | 山梨県 |
|-------|-----|---|---|--|--|---|---|---|---|
| 制定 | | 平成9年11月13日 | 平成10年12月24日 | 平成11年3月29日 | 平成11年4月1日 | 平成11年10月13日 | 平成13年4月26日 | 平成17年4月1日 | 平成18年3月 |
| 改定 | | | 平成24年4月1日 | 平成25年1月31日 | 平成16年2月24日 | 平成22年4月1日 | | 平成20年4月1日 | |
| 位置付け | | | 地域防災計画 | 地域防災計画 | 広域火葬計画 | 広域火葬実施要領 | 広域火葬計画 | 広域火葬計画 | 広域火葬計画 |
| 目的・趣旨 | | <p>・阪神・淡路大震災の経験を踏まえ災害対策基本法がに基づく防災基本計画が改定され、広域的な火葬実施についての項目が新設された。本指針は、都道府県が広域火葬計画を策定するうえで留意すべき事項を定めた。</p> | <p>・県地域防災計画及び県医療救護計画に定められた埋・火葬対策の円滑な実施及び遺体の適正な取り扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本事項を定める。</p> | <p>・東京都地域防災計画に基づき、災害時における被災区市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取扱いを確保するため、都、区市町村及び火葬場経営者が行うべき基本事項を定める。</p> | <p>・厚生労働省防災業務計画に基づき、災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため府、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本事項を定め、公衆衛生の確保及び遺族の精神的安寧を図る。</p> | <p>・大規模災害、感染症の蔓延、その他広域火葬を必要とする事態の発生等遺体の円滑な火葬に努めるもの。</p> | <p>・「厚生省防災業務計画」に基づき、災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本事項を定め、公衆衛生の確保及び遺族の精神的安寧を図る。</p> | <p>・災害発生時における広域火葬を円滑に行うため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本事項を定める。</p> | <p>・やまなし防災アクションプランに基づき災害時における広域火葬を円滑に実施するため、連絡体制や相互協力について、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本事項を定める。</p> |
| 定義 | | <p>・平常時に使用している火葬場の能力だけでは遺体の火葬が困難になった場合、近隣都道府県等と協力して広域的な火葬に関する計画を言う。</p> | <p>・「災害等」「広域火葬」用語の定義を定める。</p> | <p>・大規模な災害のため被災区市町村が火葬場の能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能となった場合において、都の調整のもとで都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う。</p> | <p>・「広域火葬」の定義を定めている。</p> | <p>・「広域火葬」の定義を定めている。</p> | <p>・「広域火葬」の定義を定めている。</p> | <p>・「災害等」「広域火葬」用語の定義を定める。</p> | <p>・「広域火葬」の定義を定めている。</p> |
| 基本方針 | | <p>広域火葬が必要となる場合において、遺族が自ら又は他人に依頼して火葬をすることが不可能であることが予想されるので、本計画に基づき広域火葬を実施する。</p> <p>策定の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場管理者等の意見を十分に聞き実効性のある計画とすること。 ・近隣都道府県との連携が不可欠であるので整合性のある計画とすること。また情報交換を行い周知を図る。 ・災害時には、業務を実施する機関が多岐にわたるため、関係部局、関係機関、関係業者等と連携を取って計画策定すること。 | <p>・県、市町村及び火葬場設置者は、災害等によって広域火葬が必要になった場合は、この計画に基づき広域火葬を実施するとともに遺体の取扱いに配慮する。</p> | <p>・大規模な災害が発生して多数の死者及び交通障害等により遺族が遺体を火葬場に搬送することが困難になる。こうした中、都及び区市町村は死者への尊厳と遺族への配慮を失うことのないよう行動し、迅速かつ円滑な火葬を行うため、災害、病死等による遺体を含めて広域的な火葬を実施する。</p> | <p>・大規模災害時は、遺族が遺体を火葬場に搬送することが不可能であることが想定される。そこで、火葬場への火葬依頼、遺体の搬送等に関して適切な調整を行い、この計画に基づき広域火葬を実施する。</p> | | <p>・大規模災害時は、遺族が遺体を火葬場に搬送することが不可能であることが想定される。そこで、火葬場への火葬依頼、遺体の搬送等に関して適切な調整を行い、この計画に基づき広域火葬を実施する。</p> | <p>・広域火葬が必要となった場合、死者への尊厳と遺族への配慮を失うことのないよう行動することを基本とし、広域火葬を実施する。</p> | |

| 項目 | 熊本県 | 静岡県 | 佐賀県 | 岩手県 | 秋田県 | 茨城県 | 徳島県 | 香川県 |
|----------|--|--|--|---|---|--|---|--|
| 制定 改定 | 平成18年4月1日 | 平成19年4月1日 平成22年4月1日 | 平成24年2月15日 | 平成24年11月29日 | 平成25年2月27日 | 平成25年4月1日 | 平成25年4月1日 | 平成25年10月1日 |
| 位置付け | 地域防災計画 | 地域防災計画 | 地域防災計画 | 広域火葬計画 | 広域火葬計画 | 広域火葬計画 | 広域火葬計画 | 広域火葬計画 |
| 目的・趣旨 | ・県地域防災計画及び県国民保護計画に基づき、大規模災害及び武力攻撃等により被害が生じたとき(以下災害時という)における被災市町の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取り扱いを確保するため、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本事項を定める。 | ・地域防災計画に基づき、災害時における被災市町の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取り扱いを確保するため、県、市長及び火葬場経営者が行うべき基本事項を定める。 | ・県地域防災計画及び県国民保護計画に基づき、大規模災害及び武力攻撃等により被害が生じたとき(以下災害時という)における被災市町の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取り扱いを確保するため、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本事項を定める。 | ・大規模災害が発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本事項を定める。 | ・災害発生時に広域火葬を迅速かつ円滑に実施するため、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本事項を定める。 | ・災害発生時に広域火葬を迅速かつ円滑に実施するため、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本事項を定める。 | ・地域防災計画に基づき、災害発生時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取り扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本事項を定め、公衆衛生の確保及び遺族の安寧を図る。 | ・災害発生時に広域火葬を迅速かつ円滑に実施するため、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本事項を定める。 |
| 定義 | ・「広域火葬」の定義を定めている。 | ・「広域火葬」の定義を定めている。 | ・「広域火葬」の定義を定めている。 | ・平常時に使用している火葬場の能力だけでは遺体の火葬が困難になった場合、県内および県外の火葬場を活用して広域的な火葬を行うことを言う。 | ・「広域火葬」の定義を定めている。 | ・災害等とは、災害のほか新型インフルエンザ等感染症の大流行などを言う。 ・広域火葬とは、特定市町村(被害を受けた市町村)が平常時使用している火葬場の能力だけでは火葬を行うことが不可能になった場合、県内および圏外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことを言う。 | ・「広域火葬」の定義を定めている。 | ・災害等とは、災害のほか新型インフルエンザ等感染症の大流行などを言う。 ・広域火葬とは、特定市町村(被害を受けた市町村)が平常時使用している火葬場の能力だけでは火葬を行うことが不可能になった場合、県内および圏外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことを言う。 |
| 基本方針 | | ・この計画は、地方公共団体と締結した相互応援協定と整合を図り、これらと相まって、広域火葬の実施、遺体の適切な取り扱いに対応するものとする。 | ・広域火葬が必要となったときは、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施する。 | ・広域火葬が必要となった場合、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、広域火葬を実施する。 | ・広域火葬が必要となったときは、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施する。 | ・広域火葬が必要となった場合は、死者の尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、広域火葬を行う。 ・相互応援協定等と整合を図り、円滑な広域火葬と遺体の適切な取り扱いに対応する。 | ・広域火葬が必要となった場合は、この計画に基づき広域火葬を実施するとともに、遺体の取扱いについて死者又はその家族に対して礼を失することのないよう配慮する。 | ・広域火葬が必要となった場合は、死者の尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、広域火葬を行う。 ・相互応援協定等と整合を図り、円滑な広域火葬と遺体の適切な取り扱いに対応する。 |

| 項目 | 各主体 | 策定指針 | 神奈川県 | 東京都 | 大阪府 | 和歌山県 | 岐阜県 | 千葉県 | 山梨県 |
|---------------------|------|--|--|--|--|---|---|--|---|
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> 本指針は、広域火葬計画策定に当たり必要と考えられる基本的な事項を掲げたものであるため、地域防災計画との整合性に留意し、それぞれの地域の実情を踏まえて計画策定することが望ましい。 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時相互応援協定との関連性：災害対策基本法の規定に基づき他の地方公共団体と締結した相互応援協定等との整合を図り、これらと相まって円滑な広域火葬の実施及び遺体の適正な取扱いに対応する。 | | <ul style="list-style-type: none"> この計画は地域防災計画と整合性を図り円滑な広域火葬の実施及び遺体の適正な取扱いに対応する。 広域火葬事務処理要領制定 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 即応体制：県は、広域火葬が必要と判断した場合は、広域火葬のための専従班を設置し、情報収集及び連絡調整にあたる。 |
| 計画にあたって (平常時の対応) | 都道府県 | <ul style="list-style-type: none"> 区域内、近隣火葬場の現状把握 広域火葬実施のための組織の設置及び運営方法を定めておく。 近隣都道府県と相互扶助協定を締結するか、都道府県間の包括的な応援・協力について定める。 資機材確保のための協定の締結、これらを運搬する車両及び遺体搬送車両の登録等。 庁内各局、市町村間と都道府県間、都道府県間と近隣都道府県間、市町村と火葬場間等の情報伝達手段を協議しておく。 市町村に対して都道府県に準じて広域火葬体制の整備に努める等助言を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 県は火葬場の情報、県内および近隣県の担当部局の連絡先等を把握し市町村、火葬場設置者に情報提供する。 情報伝達手段の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 都は、近隣県との間で締結する相互扶助協定において必要な協力・応援体制について定める。この際、火葬要員の派遣、費用負担及び指揮命令等について定める。 都は、遺体収容所、資機材の確保、要員の確保に関する情報をあらかじめ把握する。 都は、遺体保存のための資機材の確保について関係機関と協定を締結するなど協力体制を確立し、支援する。 都は、遺体の搬送について関係機関と協定を締結するなど協力体制を確立し、支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> 府は、府並びに近隣府県(福井、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山及び徳島)内の火葬場に係る情報(火葬場及び連絡担当部局等)を定期的に把握し、市町村等に情報提供する。 府は、この計画を円滑に推進するため、必要な伝達手順及び書類様式等を定めておく。 府は、職員に対して計画の習熟を図るとともに、被害想定区域内の市町村の協力を得て広域火葬訓練に努める。 模擬計画は、応援・協力の要請を想定する市町村又は近隣県と十分協議したうえで実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 県は、県内の火葬場整備状況等基礎資料を作成し市町村に周知する。 | <ul style="list-style-type: none"> 県内および近隣県内の火葬場に関する情報、および連絡先などを把握し、情報提供する。 市町村が行う広域火葬実施組織の整備に協力する。 情報伝達手段の整備 広域火葬計画の周知徹底および広域火葬の訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 県は火葬場の情報、担当部局の連絡先等を把握し市町村、火葬場設置者に情報提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> 県は火葬場の情報、担当部局の連絡先等を把握し市町村、火葬場設置者に情報提供する。 県は、市町村の協力の下で広域火葬の図上訓練を随時行う。 |
| | | 地域防災計画との整合 | 地域防災計画 | 地域防災計画 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画との整合を図る。 | |

| 項目 | 熊本県 | 静岡県 | 佐賀県 | 岩手県 | 秋田県 | 茨城県 | 徳島県 | 香川県 |
|---------------------|--|---|---|--|---|---|--|---|
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、情報を一元的に管理し、提供すると共に市町村、都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。 ・市町村は、円滑な広域火葬を実施するため、市町村内の情報収集と整理を行う。火葬場設置市町村等は、県と連携し、広域火葬の応援態勢を整え、積極的に対応する。 ・対象外への災害への準用 ・費用弁償は、災害救助法及び国民保護法の定めるところにより県が行う。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・情報を一元的に管理し、提供すると共に市町、火葬場設置者、都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、情報を一元的に管理し、提供すると共に市町村、都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。 ・市町村は、円滑な広域火葬を実施するため、市町村内の情報収集と整理を行う。 ・火葬場設置者は、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援態勢を整え、積極的に対応する。 ・大規模な疾病等の流行への準拠 | | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、情報を一元的に管理し、提供すると共に市町村、都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。 ・市町村は、円滑な広域火葬を実施するため、市町村内の情報収集と整理を行う。 ・火葬場設置者は、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援態勢を整え、積極的に対応する。 | |
| 計画にあたって (平常時の対応) | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、県内および近隣県内の火葬場情報等を定期的に把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町村等に情報提供する。 ・県は、市町村の広域火葬実施のための体制の整備に協力する。 ・県は、必要に応じて資機材の確保、協定の締結等市町及び火葬場設置者を支援する。 ・県は、市町村等および近隣県間の広域火葬の円滑化を確保するため、必要な情報伝達の手順を定めておく。 ・県は、市町及び火葬場設置者の協力のもとに広域火葬の訓練を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報を一元的に管理し、提供すると共に市町、火葬場経営者、都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。 ・広域火葬体制の整備への協力 ・情報伝達手段の整備 ・広域火葬訓練の実施 ・遺体保存等必要な資機材の確保並びに遺体の搬送の応援にかかる協定を関係団体事業者と締結し、火葬場経営者を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、県内および近隣県内の火葬場情報等を定期的に把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町村等に情報提供する。 ・県は、市町村の広域火葬実施のための体制の整備に協力する。 ・県は、必要に応じて資機材の確保、協定の締結等市町及び火葬場設置者を支援する。 ・県は、市町及び火葬場設置者の協力のもとに広域火葬の訓練を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場情報を一元管理する ・市町村等に情報提供する。 ・市町村・火葬場、他都道府県との調整 ・広域火葬における応援火葬の割振りをあらかじめ定めておく。 ・遺体取扱い体制、情報伝達方法について定めておく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、情報を定期的に把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町村及び火葬場設置者に情報提供する。 ・県は、市町村及び火葬場設置者が行う広域火葬体制の整備に協力する。 ・県は、市町村及び火葬場設置者の協力のもとに広域火葬訓練を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、県内および近隣県の火葬場にかかる情報と連絡担当部局の情報を把握し、市町、火葬場設置者に必要な情報を提供する。 ・県は、必要に応じ資機材の確保及び遺体の搬送にかかる協定等を関係事業者と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援する。 ・県は、市町村、火葬場設置者及び近隣県との広域火葬を円滑に実施するため必要な伝達手段等をあらかじめ定める。 ・県は、市町村、火葬場設置者等の協力のもとに訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、情報を定期的に把握し、提供すると共に市町村、都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。 ・県は、必要な情報伝達の手順及び書式等を定めておく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県は、県内および近隣県の火葬場にかかる情報と連絡担当部局の情報を把握し、市町、火葬場設置者に必要な情報を提供する。 ・県は、必要に応じ資機材の確保及び遺体の搬送にかかる協定等を関係事業者と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援する。 ・県は、市町村、火葬場設置者及び近隣県との広域火葬を円滑に実施するため必要な伝達手段等をあらかじめ定める。 ・県は、市町村、火葬場設置者等の協力のもとに訓練の実施 |
| | 地域防災計画 | 地域防災計画 | 地域防災計画 | | | | ・徳島県地域防災計画と整合性を図る。 | |

| 項目 | 各主体 | 策定指針 | 神奈川県 | 東京都 | 大阪府 | 和歌山県 | 岐阜県 | 千葉県 | 山梨県 |
|---------------------|--------|------|---|--|---|---|--|--|---|
| 計画にあたって (平常時の対応) | 市町村 | | <ul style="list-style-type: none"> 市町村、一部事務組合、民間の火葬場設置者は、災害発生時の火葬実施体制、情報伝達等についてあらかじめ定める。 資機材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩運航業者等関係事業者との協定の締結 | <ul style="list-style-type: none"> 区市町村は、相互扶助協定において火葬要員の派遣、費用負担、指揮命令等について定める。 区市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保する。このため、関係業界と協定を結ぶ。 遺体収容所の要員について事前に検討する。 遺体搬送について搬送手段の確保とともに搬送経路について事前に検討する。必要に応じて業者と協定等を締結する。 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、広域火葬実施のため、災害時における遺体の取扱い体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等その運営方法をあらかじめ定めておく。 市町村は、遺体安置所、火葬資機材、作業要員の確保方法、遺体の搬送手段等必要な措置を講じておく。 市町村は、資機材の確保のため、必要に応じて葬祭業者、霊柩車運行業者等関係事業者又は団体と協定の締結等必要な措置を講じておく。 遺体の搬送等に使用を予定している車両を緊急交通車両として届けておく。 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、大規模災害等において資機材の調達・運搬、火葬等の広域的な推進を確保するため、火葬場整備状況等の資料を常備・活用する。 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村等は、広域火葬実施組織の整備、災害時の遺体の保存、火葬実施体制、情報伝達手段等について定めておく。 資機材の確保及び関係事業者との協定締結 緊急通行車両の事前届け出 複数の被害状況を想定して広域火葬の模擬計画を作成する。 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村は災害発生時における遺体の取扱い、火葬実施体制、情報伝達体制等について定めておく。 資機材の確保、協定の締結、緊急車両の届出等措置を講じておく。 | |
| | 火葬場設置者 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 災害時に欠員が生じないよう要員の確保 火葬に必要な燃料の確保と燃料供給側と協定を締結する。又、必要な資機材を確保する。 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 火葬場設置者は、災害発生時における火葬実施体制、情報伝達体制等について定めておく。 資機材の確保、協定の締結、緊急車両の届出等措置を講じておく。 |

| 項目 | 熊本県 | 静岡県 | 佐賀県 | 岩手県 | 秋田県 | 茨城県 | 徳島県 | 香川県 |
|-----------------------------|--|--|--|---|--|---|---|-----|
| <p>計画にあたって (平常時の対応)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、災害時における遺体の保存体制、火葬実施体制及び情報伝達方法についてあらかじめ定めておく。 ・火葬場を設置する市町村等は、災害時における火葬場の事故等の発生を抑制し、被害を最小限に抑えるとともに、火葬場災害対策マニュアルの作成に努める。 ・火葬場を設置する市町村等は、資機材の確保、葬祭業者等関係団体との協定の締結、緊急交通車両の事前届け出等を事前に検討し必要な措置を講じる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、広域火葬を円滑に実施するため市町内の情報収集と整理を行う。 ・火葬場経営者は、県及び市町と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。 ・市町及び火葬場経営者は災害時における資機材の確保 ・市町及び火葬場経営者は、災害時に必要な資機材について関係団体と協定を締結する。 ・緊急車両の事前届出を事前にしよう努める。 ・情報伝達手段の整備 ・災害時における資機材の確保を目的とした葬祭業者等、関係事業者との協定の締結 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、災害時における遺体の取り扱い体制、火葬実施体制及び情報伝達方法についてあらかじめ定めておく。 ・市町は、資機材の確保、葬祭業者等関係団体との協定の締結、緊急交通車両の事前届け出等を事前に検討し必要な措置を講じる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村内の情報収集・整理 ・災害時の火葬実施体制、情報伝達方法等を定めておく。 ・関係事業者と協定の締結 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、災害時における遺体の取り扱い体制、火葬実施体制及び情報伝達方法についてあらかじめ定めておく。 ・市町村は、資機材の確保、葬祭業者等関係団体との協定の締結等必要な措置 ・緊急交通車両の事前届け出等を事前に検討し必要な措置を講じる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町及び火葬場設置者は、資機材の確保、遺体安置所、遺体搬送手段及び搬送経路の確保 ・関係業者との協定等の締結 ・緊急通行車両の事前届け出 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、災害時における遺体の取り扱い体制、火葬実施体制及び情報伝達方法についてあらかじめ定めておく。 ・市町村は、資機材の確保、葬祭業者等関係団体との協定の締結等必要な措置 ・緊急交通車両の事前届け出等を事前に検討し必要な措置を講じる。 | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場設置者は、災害時における遺体の取り扱い体制、火葬実施体制及び情報伝達方法についてあらかじめ定めておく。 ・資機材の確保、協定の締結等市町に準ずる。 ・災害時を想定した訓練を行う。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場設置者は、資機材の確保、燃料及び資機材の確保を目的とした関係団体等との協定の締結、緊急交通車両の事前届け出等をあらかじめ定めておく。 ・必要に応じて訓練を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場設置者は災害を想定した訓練を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場設置者は、災害発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等その他運営方法を市町村と協議し、あらかじめ定めておく。 ・災害時にも円滑な火葬が実施できるよう、火葬に必要な燃料の備蓄や、自家発電機の設置に努めるとともに、必要に応じて関係事業者と協定の締結等措置を講ずる。 | |